**令和７年度（２０２５年度）経営事項審査の申請方法**

**１．審査の対象者**

建設業法第３条第１項の規定により、熊本県知事から建設業の許可を受けた者

※国土交通大臣許可の者は、九州地方整備局が審査を行いますので、申請方法は九州地方整備局に

お問い合わせください。

　　　【問い合わせ先】

国土交通省九州地方整備局建政部建設産業課　建設業係　ＴＥＬ：092-471-6331

**２．審査の対象となる審査基準日**

令和６年（２０２４年）１０月１日から令和７年（２０２５年）９月３０日まで

**３．経営規模等評価申請書等について**

（１）　経営規模等評価申請書及びその他必要となる書類については、建設業許可・経営事項審査電子申請シ

ステムにて申請（以下「電子申請」という。）してください。

　　　　なお、電子申請が困難な場合は郵送による書面申請を受け付けますので、次の宛先へ書留郵便で郵送してください。

　　　〒８６２－８５７０（県庁専用郵便番号：住所記載不要）

　　　熊本県土木部監理課建設業班

　　　　（「経営事項審査申請書類在中」と明記してください）

（２）　経営規模等評価申請書等の受付期間について

**令和７年（２０２５年）４月から１２月までの各月１日から２０日までを当該月の受付期間とします。**

また、**予備日については、令和８年（２０２６年）３月１日から３月５日までを受付期間**とし、下記要件のいずれかを満たす場合について審査を行います。

　　　①上記「２」の審査基準日がある建設業者で令和７年（２０２５年）１２月までに受審しなかった者

　　　②上記「２」の審査基準日がある建設業者で令和７年（２０２５年）１０月１日以降に新たに許可（業

　　種の追加を含む）を取得した者

　　　③民事再生法等による手続中の者

**※受付月毎の審査対象決算月の目安**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付月 | 審査対象決算月 | 受付月 | 審査対象決算月 |
| ４月 | １０～１１月決算法人 | ９月 | ５月決算法人 |
| ５月 | １２月決算法人、個人 | １０月 | ６月決算法人 |
| ６月 | １２～１月決算法人、個人 | １１月 | ７～８月決算法人 |
| ７月 | ２～３月決算法人 | １２月 | ９月決算法人 |
| ８月 | ４月決算法人 | ３月 | 受審要件を満たす者【予備日】 |

（３）　特殊な経営事項審査について

　　　合併や事業譲渡、法人成り、個人からの事業承継などの特殊な経営事項審査については、個別に審査

　　を行いますので、監理課（直通０９６－３３３－２４８５）にご相談ください。

　　　また、合併や事業譲渡を検討されている場合は、できるだけ早めにご相談をお願いします。

**４．審査業種**

（１）　審査基準日に許可を取得していなくても、申請日時点で許可を取得している業種は、経営事項審査を受審できます。

（２）　受審業種は工事の実績がなくても受審できます。

（３）　許可がある業種について、全て受審する必要はありませんが、国・県・市町村等に指名願を提出する業種については経営事項審査を受審していないと指名願は提出できませんので申請に当たっては十分に注意してください。

**５．経営状況分析の申請**

経営事項審査を申請しようとする者は、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関に対して、

経営状況分析の申請を行わなければなりません。

登録経営状況分析機関については、国土交通省ホームページ（登録経営状況分析機関一覧）に掲載して

あります。

**６．審査手数料**

（１）　次の算式により算出された金額となります。

　　　ア　経営規模等の評価及び総合評定値（Ｐ）の通知にかかる手数料

　　　　　　８，５００円＋（２，５００円×受審業種数）

　　　　（参考）　　　 １業種の場合　　　　　　１１，０００円

　　　　　　　　　　　 ２業種の場合　　　　　　１３，５００円

　　　　　　　　　　　 ３業種の場合　　　　　　１６，０００円

　　　　　　　　　　　 ４業種の場合　　　　　　１８，５００円

　　　　　　　　　　　 ５業種の場合　　　　　　２１，０００円

　　　　　　　　　　　　 ：　　　　　　　　　　　 ：

イ　総合評定値（Ｐ）の算式及び通知を希望しない場合※

　　　　　　　８，１００円＋（２，３００円×受審業種数）

※経営規模等評価の申請のみを行い、総合評定値を請求しないこともできますが、公共団体等に指名願を

提出する場合又は公共団体等が発注する工事を受注する場合は、総合評定値の通知を受けていることが

必要となりますので、総合評定値の請求は必ず行ってください。

（２）　手数料の納付方法

　　　　熊本県の総合財務会計システムがPay-easy等による支払いに対応していないため、建設業許可・経営事項審査電子申請システムから出力した「はり付け欄」に上記（１）の金額の熊本県収入証紙を貼り付け、書留郵便で郵送してください。

　　　　なお、書面申請の場合は、上記（１）の金額の熊本県収入証紙を経営事項審査添付書類の「審査手数料証紙貼り付け書」欄に貼り付けてください。

**７．結果の通知**

経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書は、原則として、上記３（２）の受付月の翌月末に通知

します。

なお、結果通知書は、申請内容と相違ないか必ず確認し、結果について異議がある場合は、結果の通知

を受けた日から３０日以内に申し出てください。

※確認書類に不足等がある場合、申請書の受付を次回受付月まで保留する場合があります。

この場合、結果通知日も受付月に対応する日に繰延になります。

　　※結果通知書は、再発行できませんので大切に保管してください。

　　　紛失された場合は、証明書を発行しますので、「証明願」により申し出てください。（様式は県ホームペ

ージ（土木部監理課）に掲載）

**８．経営事項審査の結果の公表**

申請者に対し通知した経営規模等評価の結果及び総合評定値は、通知した日の約１か月後からインター

ネットで順次閲覧することができます。

　（CIIC 一般財団法人　建設業情報管理センター：「経営事項審査結果の公表」で検索してください。）